

奈良県告示第三百三十九号

奈良県県民センター条例（昭和四十六年七月奈良県条例第三号）第八条第四項及び奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）第十七条第四項の規定により、奈良県西奈良県民センター及び大洲池公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十六年十二月十九日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 指定管理者となる団体

青垣協同組合グループ 代表構成員 奈良市右京三丁目一番地の一 青垣協同組合

代表理事 荻田安雄

二 指定の期間

奈良県西奈良県民センター 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

大洲池公園 平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで